

証券コード 4482
2023年8月10日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門二丁目3番17号
虎ノ門2丁目タワー
株 式 会 社 ウ イ ル ズ
代表取締役社長CEO 杉 本 光 生

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本臨時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 <https://www.wills-net.co.jp/ir/news.html>

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 <https://d.sokai.jp/4482/23036211/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ウィルズ」または「コード」に当社証券コード「4482」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「事前の議決権行使に関するご案内」（3頁および4頁）に従いまして2023年8月25日（金曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日			時	2023年8月28日（月曜日）午前10時
2. 場			所	東京都港区虎ノ門二丁目3番17号 虎ノ門2丁目タワー6階
3. 目	議	事	項	
決	的	事	案	
	第	号	案	定款一部変更の件
	第	号	案	取締役1名選任の件
	3	議	案	ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本臨時株主総会におきまして、お土産のご用意はございませんので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトはその旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

＜事前の議決権行使に関するご案内＞

- 本総会においては、当社主力事業たるブロックチェーン技術を活用した議決権行使プラットフォーム「WILLsVote」を利用するため、三菱UFJ信託銀行株式会社が提供する議決権サイトは利用いたしません。
- 事前行使期限：2023年8月25日（金曜日） 午後5時30分までに必着

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

御中

株主総会日 _____ 議決権の数 _____ XX股

XXXXXXXXXX年XX月XX日

1. _____

2. _____

ログイン用QRコード

XXXXXXXX-XXXX-XXXX

XXXXXXXX

〇〇〇〇〇〇

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書はイメージです。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

＜議決権行使にあたっての留意事項＞

- 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

プレミアム優待倶楽部による電子議決権行使のご案内

- インターネットによる議決権行使は繰り返し行うことはできません。（当日出席での議決権行使は可）
- 事前行使期限：2023年8月25日（金曜日）午後5時30分までに行役をお願いいたします。

1. 会員登録

以下のURLから「ウィルズ プレミアム優待倶楽部」にアクセスし、必要な情報をご入力の上、会員登録をお願いいたします。

URL : <https://wills.premium-yutaiclub.jp/account/>

【新規会員登録に必要なユーザー情報】

■株主番号

株主様ご自身の株主番号をご入力ください。

■郵便番号

株主様ご自身の郵便番号をご入力ください。

※2023年6月末日現在の最終の株主名簿に記載または記録された住所の郵便番号

2. ログイン&議決権行使



STEP 1

「株主ポスト」ページへアクセスしてください。



STEP 2

「議決権行使」ページへアクセスして、賛否を選択してください。

【当社システムに関するお問合せ】

問合せ先：0120-980-965
通話無料／受付時間 9：00～17：00
(土・日・祝日・年末年始を除く)

株 主 総 会 参 考 書 類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）の施行に伴い、上場企業においては、定款に定めることにより一定のもとで、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が可能となりました。

当社は、居住地にかかわらず多くの株主の皆様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化を図り、また、感染症や大規模自然災害発生時等のリスクを低減するため、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款第12条第2項を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
(招集) 第12条 定時株主総会は毎事業年度終了後3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。 (新設)	(招集) 第12条 定時株主総会は毎事業年度終了後3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。 2. 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

第2号議案 取締役1名選任の件

当社のさらなる事業拡大と企業価値向上を目的とした経営基盤の一層の強化を図るため、新たに取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
かいだ としあき 貝 田 敏 明 (1966年8月22日)	1990年4月 野村証券株式会社 入社 2009年7月 同社企業金融十部 GL 2010年4月 同社企業金融三部 GL 2013年4月 同社コーポレート・ファイナンス六部 GL 2018年4月 同社大阪コーポレート・ファイナンス一部 GL 2020年4月 野村リサーチ&アドバイザー株式会社 投資部長 2021年4月 野村証券株式会社 法人開発部 2023年7月 当社入社 執行役員（現任）	-
	(取締役候補者とした理由) 貝田敏明氏は、長年にわたる証券業界で専門的な知識・経験等を有しており、幅広い視点からの当社の企業価値向上の実現のための適切人材と判断し取締役候補者としたものであります。	

(注) 取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条並びに第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社取締役に対し、新株予約権を発行すること、及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. ストック・オプション制度を導入する目的及び有利な条件による発行を必要とする理由

当社取締役の報酬額は、2008年5月30日開催の当社臨時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）としてご承認いただいておりますが、当該取締役の報酬額とは別枠で、当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的として、当社の取締役1名に対し、ストック・オプションとして新株予約権を年額12百万円の範囲で付与することにつき、ご承認をお願いするものであります。

当社は、上記の目的に加えて、本新株予約権の行使により発行される株式の発行済株式総数に占める割合は0.37%とその希釈化率は軽微であることから本議案の内容は相当であると判断しております。

現在の当社の取締役の員数は6名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「取締役1名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は7名（うち社外取締役2名）となります。

2. 新株予約権の発行要領

① 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式80,000株を株式数の上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勸案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

② 新株予約権の総数

800個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、上記①に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

③ 新株予約権と引換えに払込む金銭

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）とする。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換又は権利行使の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当決議日の翌日から2年を経過した日より10年間以内の範囲で、当社取締役会にて定めるものとします。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

ア. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記「ア」の資本金等増加限度額から上記「ア」に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

⑦ 新株予約権の行使の条件

ア. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

イ. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

ウ. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

エ. 本新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

⑧ 新株予約権の取得の条件

ア. 当社は、新株予約権者が上記⑦による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

イ. 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

⑨ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を必要とする。

⑩ 新株予約権の公正価値

新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

⑪ 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

合併等による組織再編に際して定める契約書又は計画書等に次に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該合併等の比率に応じて、当該株式会社の新株予約権を交付する。

ア. 合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

イ. 吸収分割

吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

ウ. 新設分割

新設分割により設立する株式会社

エ. 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

オ. 株式移転

株式移転により設立する株式会社

⑫ 新株予約権の行使により発生する端株の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

⑬ 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、その他の募集事項と併せて、別途開催される取締役会の決議において定める。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区虎ノ門2-3-17
虎ノ門2丁目タワー6階
TEL 03-6435-8151



交通：東京メトロ日比谷線 虎ノ門ヒルズ駅 A2a出口 徒歩2分
東京メトロ銀座線 虎ノ門駅 3番出口 徒歩6分

